

特集 東日本大震災がもたらした食料問題 —福島県の現状と課題—

相双地方における農林業の現状・課題と新しい産地形成に向けて

福島県相双農林事務所所長

小久保仁子

はじめに

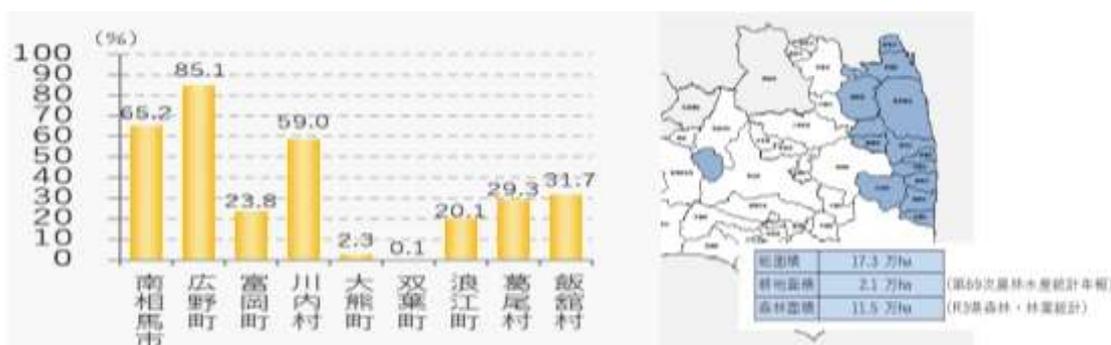
福島県相双農林事務所管内の農林業は、東日本大震災と原子力災害の影響を大きく受け、震災当時の経営耕地面積 20,477 ha に対し営農休止面積は 16,030 ha にのびた。

令和4年度の営農再開率は 45.2% と年々拡大しているが、避難指示の解除時期や帰還人口の違いによって再開率 8 割を超えた地域から 1 割にも達していない地域があり、管内の状況は一律ではない。特に管内総面積約 17 万 ha の約 2 割を占める帰還困難区域を抱える双葉郡では、解除となった特定復興再生拠点区域の営農や森林整備の再開に向けた取組は始まったばかりであり、また、特定復興再生拠点区域以外は手つかずとなっている。

農林業経営体の著しい減少や、農地生産力の低下、震災前から大きく乖離した森林整備や特用林産物生産活動の停滞などに加え、近年の資材高騰も加わり課題は複合化している。

このような中、当所では、東日本大震災からの再生と、当地方の特徴を活かした農林業の復興を最優先課題として、福島県農林水産業振興計画『「儲かる」・「誇れる」・共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』の基本目標に沿った重点施策を設定し、取り組んでいる。

【営農再開率】



※福島県調べ

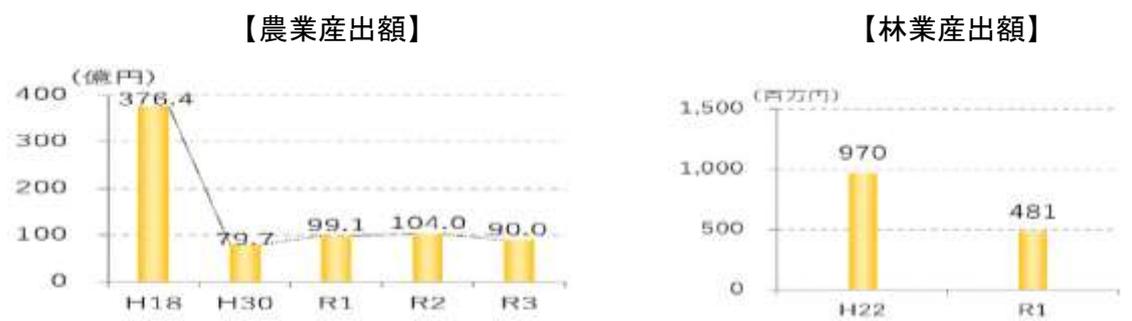
1 農林業の再生・復興の取組状況

津波により被災を受けた農地、復旧対象面積 1,704 ha・13 地区のうち、令和5年3月末時点で約 9 割弱にあたる 1,450 ha のエリアで整備を完了した。用排水路など 877 箇所のうち 96% の 838 箇所、治山施設などは 43 箇所全てを復旧した（帰還困難区域を除く）。また、602

ha を整備中の海岸防災林造成は、全 8 地区で着手し、工事進捗率は事業費ベースで 98.5%まで進め、保安林指定及び管理体制の構築にも取り組んでいるところである。

そのような中、震災前と比較した農業産出額は約 2 割、林業生産額は約 5 割の水準と、回復していない。

作付面積等については、米、大豆、畜産、きのこ類などは震災前の水準に回復していない。そして水稻は飼料用米が作付面積の約 6 割を占めている。一方、震災前には作付が無かったタマネギ、甘藷などが増えている。



※農林業センサス

農業経営体数は、平成 22 年度対比で全国の 64%に対し 22%と減少が著しく、林業経営体数は震災前の約 3%と僅かである。

耕作規模は全国及び都道府県(平均)を上回り、経営規模 20 ha以上の担い手が営農再開面積の約半分を担う構造である。



※農林業センサス

2 営農再開や産地づくりを進める上での主な課題

(1) 基盤づくりや担い手確保の面から

- ① 東日本大震災による被害と原子力発電所事故に伴う作付制限等の長期化によって離農者が増え、担い手が不足。このことから、ほ場の大区画化と系統的な農道・用排水路の整備

を実施し生産性の向上や、労力節減等を図るとともに、新たな栽培者の確保、担い手への農地集積促進等に取り組んでいる。

しかし、地権者等の避難・移住等によって生産体制の構築に向けた品目・営農形態、ほ場整備等に関する「話し合い・合意形成」に時間を要している。また、一旦同意が取れても死亡や相続により改めて意向確認等の調整が生じている。

- ② 収益確保や需要に応じた米生産に向けて、稲作主体の経営体や参入法人による作付が増加している高収益作物は、作付ほ場の多くが水田で、排水不良や作土厚不足により生産量は安定していない。

また、作業性の向上には、幹線道路、畦畔等の整備水準の改善も必要となっている。

- ③ 農業用ダム、排水機場、ため池、用排水路などの農業用施設の適正な維持管理は農業生産活動上不可欠であるが、水路管理等の間接労働時間の負担が担い手に集中するとして、営農再開や規模拡大のネックと考える担い手もある。(米の作業別労働時間・令和2年農業経営統計調査：水利施設等の間接労働時間 10 a あたり 1 時間)

- ④ 担い手が限られる中では、経営の規模拡大が求められるも、経営耕地を増やすには、技術確立や雇用等の人材確保・育成（地元住民が少なく通いなどによる作業時間の制約やコスト高等がある）などの経営強化が不可欠で、大規模化と経営安定の両立には複数年を要する。

また、外部法人の参入にあっては、地元の信頼を得るまでの農地貸借のハードルが高く、時間を要している。

- ⑤ 住居、農業用施設、機械倉庫などの既存施設は、老朽化や取り壊しにより、移住・雇用の確保や営農再開においては、地元で（ほ場近隣）新たに取得、または修繕等の負担が伴う。

(2)産地づくりの面から

- ① 浜通り地方の夏季冷涼で、冬季温暖な気象条件をいかし、水稻、麦、大豆に加え、主な作業の機械化が可能なブロッコリー、タマネギ等の土地利用型園芸作物をはじめ、きゅうり、トルコギキョウ等の施設園芸、復興牧場整備に応じた飼料の生産拡大等を強力に推進している。

そのうえで、安全性確保の取組は最優先であるため、作付前の土壌分析に基づく放射性物質吸収抑制対策、出荷前のモニタリング検査などのきめ細かな実施が不可欠となっている。

- ② 避難指示解除となった地域の農地は、表土剥ぎや砂質系の土壌客土による地力の低下を確認しており、長期的改良が必要となっている。

また、令和元年に実施した除染後農地の（ドローンによる）レーザー分析調査では、水田の土壌改良基準の 35 mm を超える不陸を確認しており、特に、直播栽培では均平が望ましいことから定期改良が必要な状況である。

おわりに

当管内のインフラの復旧等が進んだ地域においては、生業の再開や新たな産地形成などの取組が始まっているが、避難指示の解除時期や帰還人口の違いによって手つかずの地域もある。

復興のステージが進むにつれて新たに顕在化する課題や地域それぞれの復興の進捗に応じた課題に対し、柔軟かつきめ細かな対応が求められる。

このため、当所においては、これら困難な課題や複雑化する地域の実情に応じて、人づくり、ものづくり、地域づくりを視点に、相双地方ならではの農林業の復興に引き続きしっかりと取り組んでいく考えである。